

V その他の福祉制度・サービス

1. 身体障害者手帳（障がい福祉課）

身体に障害のある方が、いろいろな制度を利用するために必要な手帳です。認定されると市長から手帳が交付されます。申請には身体障害者福祉法の指定を受けた医師の診断書が必要です。

対象となる障害の種類は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能の各障害で、程度により1～6級に区分されます。

障害の程度に応じて、国や奈良市の福祉制度の利用、公共料金の割引、税金の控除など、いろいろな助成制度を利用することができます。

2. 心身障害者医療費助成制度・重度心身障害者老人等医療費助成制度（福祉医療課）

医療保険に加入の身体障害者手帳1・2級または療育手帳を所持する方に、保険診療の自己負担分から下記の一部負担金を除いた額を助成します（高額療養費・高額合算介護療養費や、入院時の食事代等の保険適用外費用は除きます）。

通院は1医療機関につき、月500円（月あたり上限額1,500円）

入院は1医療機関につき、月1,000円（14日未満の入院は500円）

調剤薬局は一部負担金が不要です。

※未就学の方については、医療機関（県内医療機関に限る）の窓口で500円（最大）を支払うことで医療を受けることができます。薬局での支払いには自己負担はありません。

また、小学生・中学生（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）についても、令和5年6月診療分から、窓口で500円（最大）を支払うことで医療を受けることができます。薬局での支払いには自己負担はありません。

3. 特別障害者手当（障がい福祉課）

身体障害者手帳1・2級程度の障害が重複している等の重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に、月額27,980円が支給されます。ただし、所得が一定額以上あるとき、施設に入所しているとき、病院に3ヶ月以上入院しているときは受けられません。

4. 障害年金

ケガや病気が原因で精神や身体に障害をお持ちの方で、仕事をするとき、また日常生活を送る上で支障のある方に年金や一時金を支給する制度です。障害年金には、初診日時点で加入していた年金制度、障害の状態、家族構成により受け取ることができる年金額が変わります。

国民年金の相談は奈良市国保年金課へ、厚生年金の相談は奈良年金事務所へ。

5. 介護保険以外の高齢者サービス（長寿福祉課）

介護保険サービス以外におこなっている、市独自のサービスです。利用には申請が必要です。

＜おもな高齢者福祉サービス等の種類と内容＞

事業名	対象者	内容
在宅要介護者 紙おむつ等 支給事業	以下のいずれにも該当する人 (入院、入所中は除く) ①奈良市内で在宅の人 ②介護保険の要介護が「要介護4、5」の人 ③本人及び同居者全員（世帯分離含む）が市民税所得割非課税の人	紙おむつを現物支給します。 ・支給回数：2か月に1回（2か月分まとめて）申請月により、初回のみ1か月分となる場合があります。 ・種類：カタログより選択できます。ただし、支給限度額（1か月3,500円）を超える金額については、自己負担となります。
配食サービス 事業	在宅で65歳以上の単身世帯などで、心身の障がいや傷病などのために食事の調達が困難で、配食サービスの利用が必要な人（介護予防プラン又はケアプランにおいて、サービス利用があるとされている人）	昼食又は夕食を届けることで、バランスのとれた食事により栄養状態の改善を図り、同時に安否を確認します。 ・費用：普通食 1食450円以下（特別食は別途料金が必要）
訪問理美容サービス事業	在宅で65歳以上の人で、心身の障がいや傷病等で理美容所に出向くことが困難な人	理美容師が訪問し、調髪及び顔そり（※顔そりは理容のみ）を行います。 ・対象者：ケアプランまたは介護予防プランで当事業の利用が必要となっている人 ・費用：1回 2,000円（年6回まで）
緊急時在宅 高齢者支援事業	在宅で65歳以上の単身世帯などで、心臓病等の身体上の疾患のため、日常生活を営む上で常時注意が必要な人	緊急通報機器（ペンダント型送信機とセット）を設置します。通報は受信センターを通じて協力員へ状況確認を依頼したり、救急要請等を行います。 ・費用：月500円（生活保護受給者は免除） ・設置にあたり、近隣で原則3人の協力員が必要です。 ・サービスの利用にあたってはNTT回線（アナログ回線）が必要です。

6. 奈良県おもいやり駐車場制度

誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす使用者や要介護認定を受けた高齢者、難病などで移動に配慮が必要な方のための駐車場を公的施設や民間施設に整備するとともに、これらの方に利用証を県が交付し、当該駐車区間を利用いただく制度です。駐車区画には、車いすの方に優先して利用いただける「車いす優先駐車区画」（他区画より広い幅の駐車区画）と、広い区画は必要ないものの移動に配慮が必要な方に利用いただける「ゆずりあい駐車区画」（他区画と同じ幅であるが、出入り口に近い駐車区画）の2種類があります。

※ゆずりあい駐車区画利用証交付要件の対象者のうち、移動の際に常時車いすを使用されており、車いす優先駐車区画利用証の交付が必要な方は、下記問合せ先にご相談のうえ、車いす使用者であることを証明する書類をご用意ください。

（奈良県福祉医療部 地域福祉課 地域福祉推進係 電話 0742-27-8503）

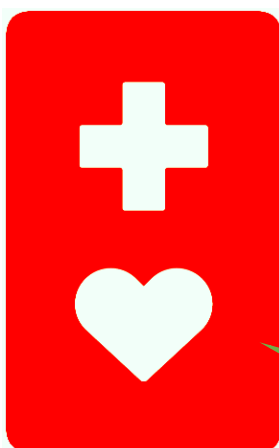
対象者区分		ゆずりあい駐車区画 利用証交付要件	車いす優先駐車区画 利用証交付要件	申請に必要な確認書類	利用証の有効期間	
身体障害者	視覚障害	1級～4級	-	身体障害者手帳	5年間	
	聴覚障害	2級、3級	-			
	平衡機能障害	3級、5級	-			
	上肢機能障害	1級、2級	-			
	下肢機能障害	1級～6級	1級、2級			
	体幹機能障害	1級～3級、5級	1級、2級			
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級			-
		移動機能	1級～6級			-
	心臓機能障害	1級、3級、4級	-			
	腎臓機能障害	1級、3級、4級	-			
	呼吸機能障害	1級、3級、4級	-			
	ぼうこう・直腸機能障害	1級、3級、4級	-			
	小腸機能障害	1級、3級、4級	-			
	肝機能障害	1級～4級	-			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	-				
知的障害者	A1、A2、A	-	療育手帳			
精神障害者	1級	-	精神障害者保健福祉手帳			
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病特定医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	-	特定疾患医療受給者証 指定難病特定医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証			
要介護の認定を受けた高齢者	要介護 1～5	要介護 3～5	介護保険被保険者証			
妊産婦	母子健康手帳取得 ～産後3カ月	-	母子健康手帳	母子健康手帳取得～ 産後3カ月		
けが人	けが等により一時的に移動の 配慮が必要な者	車いす使用が必要な旨記載 された診断書等	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類 (自動車運転免許証、保険証等)車いすの 常時使用を必要とする者にとっては、その 旨を証明する書類	車いす杖等使用期間 (1年以内)		
その他歩行困難者	上記以外の歩行困難者で、医師の 診断書等で駐車場の利用に配慮 が必要と認められる者	車いす使用が必要な旨記載 された診断書等		必要と認める期間 (1年以内)		

7. ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう、作成されたマークです。

また、ヘルプカードとは、緊急連絡先や必要な支援内容などを記載することができ、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求められるよう、作成されたカードです。

【ヘルプマーク】



赤地白抜き
です

【ヘルプカード】

(外)



(内)

<small>(ふりがな)</small> 名前 <input type="text"/>		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	連絡してほしい人 名前 <input type="text"/> 関係 (<input type="text"/>) TEL <input type="text"/> / FAX <input type="text"/>
〒 <input type="text"/> 住所 <input type="text"/>		名前 <input type="text"/> 関係 (<input type="text"/>) TEL <input type="text"/> / FAX <input type="text"/>	
血液型 <input type="text"/>	科 <input type="text"/>	年齢 <input type="text"/>	生年月日 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
障害名 <input type="text"/>		医療機関 (かかりつけ) 連絡先 医療機関名 <input type="text"/> 担当者名 <input type="text"/> TEL <input type="text"/>	

<下記の窓口で配布しています>

- 障がい福祉課 (奈良市役所 1階)
- 奈良市総合福祉センター (センター1階 事務所)
- 西部出張所 (西部会館2階 西部出張所 総務課)
- 北部出張所 (北部会館1階)
- 東部出張所
- 都祁行政センター (総務住民課)
- 月ヶ瀬行政センター (総務住民課)
- 保健予防課 (奈良市保健所 4階)
- 健康増進課 (奈良市保健所 3階)
- 母子保健課 (奈良市保健所 3階)